



第2回市議会定例会 議案55件を可決 専決処分 1件を報告

平成21年第2回南相馬市議会定例会は、3月5日から25日までの21日間の会期で開かれました。

この議会では、南相馬市議会の議決すべき事件に関する条例制定についてははじめ、平成21年度南相馬市一般会計予算など議案55件を提出し、可決されました。また、専決処分1件を報告しました。

南相馬市議会の議決すべき事件に関する条例制定について
本市が定住自立圏構想の中心市に選定されたことよって、周辺市町村との協定の締結などについて議会の議決を経る必要があることから、新たに条例を制定しました。

条例等

平成21年度当初予算は8ページに掲載しています。

平成21年度 当初予算

3月補正予算は、緊急に対応が必要な事業を基本に編成しました。
また、平成20年度の最終予算であることから事業の執行に伴う予算の整理を行いました。

平成20年度 補正予算

予算

平成20年度 3月補正予算

会計名	補正額	予算額	
一般会計	△3億3,430万円	326億9,314万円	
特別会計	国民健康保険	△1億4,888万円	74億8,787万円
	老人保健	△2億3,920万円	7億534万円
	介護保険	△1億7,604万円	41億525万円
	育英資金貸付	△237万円	6,656万円
	簡易水道事業	△605万円	1億5,381万円
	亜炭鉱害復旧施設維持管理事業	△1,169万円	1,674万円
	農業集落排水事業	△173万円	2億1,543万円
	工場用地等整備事業	△1,773万円	1億3,671万円
	公共用地先行取得事業	△222万円	2億7,119万円
	太田財産区	8万円	119万円
後期高齢者医療	△1億1,575万円	6億360万円	

会計名	補正額	予算額
水道事業会計		
収益的支出	△1,809万円	8億4,304万円
資本的支出	△8,542万円	5億9,662万円
病院事業会計		
収益的支出	△3,166万円	42億3,453万円
資本的支出	950万円	15億3,764万円
訪問看護事業会計		
収益的支出	119万円	3,339万円
資本的支出	-	-
工業用水道事業会計		
収益的支出	△1,695万円	3億7,900万円
資本的支出	△286万円	2億7,056万円
下水道事業会計		
収益的支出	△129万円	13億8,438万円
資本的支出	△3,887万円	21億7,996万円

南相馬市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例制定について

公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、市長選挙における選挙運動用ビラの作成費用を公費負担とするため、新たに条例を制定しました。

- ・候補者1人に付き

ビラの枚数

16、000枚以内

公費負担限度額

116、800円

南相馬市統計調査条例の一部を改正する条例制定について

統計法が改正されたことに伴い、条例で引用する法律番号や条項を整理するため、必要な改正を行いました。

南相馬市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について

市の施設の敷地等を職員などが通勤用自動車の駐車場として使用することを有料化し、その使用料を定めるため、必要な改正を行いました。

- ・自動車1台

月額1、000円

南相馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員などの通勤用自動車の駐車場の有料化に伴い、駐車場の使用料を職員の給与から天引きするため、必要な改正を行いました。

南相馬市手数料条例の一部を改正する条例制定について

これまで1枚当たり500円の手数料が掛かっていた「住民基本台帳カード」の交付手数料を、平成21年4月から平成23年3月まで無料とするため、必要な改正を行いました。

南相馬市子育て応援基金条例制定について

地域全体で子どもや子育て家庭を応援する体制づくりを推進するため、子育て支援事業に充てる基金を新たに設けるための条例を制定しました。

南相馬市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、小規模住居型児童養育事業を行う者に預けられている児童が助成の対象外となるため、必要な改正を行いました。

※小規模住居型児童養育事業とは、養育者の住居において、家庭的な養育のもと、一定人数の子どもを養育することをいいます。

南相馬市敬老祝金等条例の一部を改正する条例制定について

敬老祝金を引き下げたため、必要な改正を行いました。

- ・88歳の敬老祝金 3万円↓1万円
- ・100歳の敬老祝金 20万円↓10万円

南相馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、小規模住居型児童養育事業を行う者に預けられている児童が被保険者の適用外となるため、必要な改正を行いました。

南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

平成21年度から平成23年度までの介護保険料を定めるため、必要な改正を行いました。なお、改正後の介護保険料については、7月1日号に掲載する予定です。

南相馬市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

緊急経済・雇用対策事業として、平成24年3月まで企業立地助成金の交付要件を緩和

するため、必要な改正を行いました。

- ・建物面積要件
- 変更前 500㎡以上
- 変更後 300㎡以上
- ・投下固定資産総額
- 変更前 3,000万円以上
- 変更後 2,000万円以上

※投下固定資産総額とは、設置する工場等の操業開始の日までに取得した固定資産のうち、当該工場等の用に供するものの価格の総額をいいます。

南相馬市農業集落排水処理施設の使用料を算出する際の水量区分を、公共下水道事業の水量区分に合わせるとともに、新たな水量区分に応じた使用料を定めるため、必要な改正を行いました。

鹿島区の農業集落排水処理施設の使用料を算出する際の水量区分を、公共下水道事業の水量区分に合わせるとともに、新たな水量区分に応じた使用料を定めるため、必要な改正を行いました。なお、改正後の料金は、現行の料金水準を上回らないようにしました。

専決処分報告

平成21年2月17日付で専決処分したことについて、報告しました。

福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び同組合規約の変更について

- ・平成21年3月31日をもって会津若松地方水道用水供給企業団を福島県市町村総合事務組合から脱退させること
- ・平成21年4月1日から「公立岩瀬病院組合」が「公立岩瀬病院企業団」に変更されること
- ・福島県市町村総合事務組合規約を変更すること